

第1編 広島大学体育会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島大学体育会と称する。

(所在地)

第2条 事務所は、東広島市鏡山一丁目4-5に置く。

(目的)

第3条 広島大学における体育活動の向上に努めるとともに、体育を通じて、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員一般へのスポーツの普及
- (2) 運動部活動の振興及び対外競技
- (3) 学内運動競技の開催
- (4) その他、本会の目的を達成するために、必要と認められる事業

2 本会に功績、功労があった者及び団体に対し、表彰状又は感謝状を授与する。

(会員)

第5条 会員は、第3条の目的に賛同し、入会した者をいう。

(会員構成)

第6条 本会は、次の会員で構成される。

- (1) 正会員 広島大学学生
- (2) 賛助会員 教職員賛助会員 広島大学教職員
OB賛助会員 広島大学卒業生・広島大学大学院生
広島大学外国人留学生

上記以外で本会の認める者

- (3) 名誉会員 本会に、功績のあった者で、委員会の推薦する者

(運動部)

第7条 本会に各種運動部を置く。

これについては、別の細則を定める。

(分局)

第8条 本会に、分局を置くことができる。

第2章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|------|----------|-----|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副 会 長 | 1名 |
| (3) | 顧 問 | 若干名 |
| (4) | 部 長 各運動部 | 1名 |
| (5) | 参 与 | 若干名 |
| (6) | 委 員 長 | 1名 |
| (7) | 書記局長 | 1名 |
| (8) | 委 員 各運動部 | 1名 |
| (9) | 幹 事 長 | 1名 |
| (10) | 副幹事長 | 若干名 |
| (11) | 幹 事 | 6名 |
| (12) | 監査委員 | 6名 |

(役員選出)

第10条 役員は、次のとおり選出する。

- (1) 会長には、学長、副会長には、副学長(学生支援担当)を推挙する。
- (2) 顧問は、委員会の推薦により、会長が委嘱する。
- (3) 部長は、各運動部の推薦する本学教職員を、会長が委嘱する。
- (4) 参与は、学生生活会議委員及び体育教員3名を、会長が委嘱する。
- (5) 委員長及び書記局長は、11月の定例委員会において、委員の中から選出する。
- (6) 委員は、各運動部の正会員の中から1名選出する。また、委員は主将との兼任を認めるものとする。
- (7) 幹事長、副幹事長及び幹事は、正会員の中から委員会の承認を得た者を選出する。
- (8) 監査委員は、正会員2名、OB賛助会員1名、教職員賛助会員3名を、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 顧問は、本会の相談に応じる。
- (4) 部長は、各運動部を代表し、部を総括する。
- (5) 参与は、本会の運営に協力する。
- (6) 委員長は、委員会を代表し、委員会の議長となる。

- (7) 書記局長は、委員長を補佐し、委員会の日常業務を行う書記局を統括する。
- (8) 委員は、委員会を構成し、本会の運営について審議する。
- (9) 幹事長は、本部を代表する。
- (10) 副幹事長及び幹事は、幹事長を補佐し、本会の運営を行う。
- (11) 監査委員は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 前条第6号から、第10号までの役員の任期は1年とし、重任を妨げない。

ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第13条 本会には、協議会、委員会及び部長会を置く。

(協議会の構成)

第14条 協議会は、次の協議員によって構成される。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 部長 8名
- (4) 参与 8名
- (5) 委員長 1名
- (6) 書記局長 1名
- (7) 委員 7名
- (8) 幹事長 1名
- (9) 副幹事長 2名
- (10) 幹事 6名

(協議会の召集)

第15条 協議会の開催は、年1回とし、会長が召集して議長となる。

ただし、会長が必要と認めたとき、又は協議員総数の過半数の要求があったときは開催する。

(協議会の協議事項)

第16条 協議会は、委員会の決定事項中、会長の必要と認めたもの、その他重要事項について協議する。

(協議の定足数)

第17条 協議会は、協議員総数の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(委員会の召集)

第18条 委員会の開催は、原則として月1回とし、委員長が召集する。

ただし、委員長が必要と認めたとき、幹事長の要求があったとき、及び、委員総数の3分の1以上の要求があったとき、委員会を召集しなければならない。

(委員会の審議事項)

第19条 委員会は、本会の議決機関として次の事項について審議する。

- (1) 第4条に定められた事業の実施計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 運動部の新設及び廃止
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の定足数及び表決手続)

第20条 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

- 2 本規約及び別に定める細則において、別段の定めのある場合を除き、議決は過半数とし、可否同数の場合は議長が決める。

(委員会の運営)

第21条 委員会の運営は、別に細則を定める。

(部長会)

第22条 部長会は、次の事項を協議する。

- (1) 会長の諮問事項
- (2) 委員会及び本部の相談事項

第4章 本部

(本部)

第23条 本部は、幹事長、副幹事長、幹事及び本部役員で構成され、次の6部門を置き、本会の運営を行う。

- (1) 総務
- (2) 事業
- (3) 経理
- (4) 渉外
- (5) 広報
- (6) 書記

2 幹事及び本部役員は前項の各部門に所属し、各部門の長は、幹事がこれにあたる。

3 幹事長は原則として週に1回、本部の構成員による本部役員会を開催する。

(運動部から選出される本部役員)

第24条 本部役員は、各運動部の部員の中から選出される。

ただし、やむを得ない理由があるときはその限りではない。

(本部の運営)

第25条 本部の運営は、別に細則を定める。

第5章 運動部及び代表選手

(運動部の義務)

第26条 各運動部は、本部に次のものを提出しなければならない。

- (1) 部員名簿
- (2) 予算案
- (3) 翌月大会参加予定表
- (4) 前月大会参加結果報告表
- (5) 決算書

(部則)

第27条 各運動部は、本会の趣旨に沿って部則を定めなければならない。

(部の新設及び廃止) 第28条 部の新設及び廃止は、委員会で審議し、協議会の議を経て会長の承認を得なければならない。

(代表選手)

第29条 広島大学の代表選手は、各運動部より推薦された正会員であるものとする。

第6章 会計

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第31条 正会員は入会の際に、入会時の学年に応じて下記の金額を会費として、一括納入するものとする。また、過年度生となり、引き続き会員となる場合は、年会費2,000円を毎年納入するものとする。

ただし、医学部、歯学部及び薬学部生に関しては、入会時の会費を4,000円(入会金2,000円、年会費2,000円)とし、引き続き会員となる場合については、過年度生の場合と同じとする。賛助会員の会費についても入会時に下記の金額を一括納入するものとする。一旦納入された会費は、一切返却しない。

正会員	
1年生	10,000円
2年生	8,000円
3年生	6,000円
4年生	4,000円
1年間	2,000円

OB賛助会員	
1年間	2,000円
2年間	3,000円

教職員賛助会員	
1年間	2,000円

(会計年度)

第32条 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(予算及び決算)

第33条 予算及び決算は、本部が作成し、委員会で審議し、協議会の議を経て会長の承認を得るものとする。

(金銭の出納)

第34条 金銭の出納は、別に細則を定める。

(会計監査)

第35条 会計監査は、年1回行う。

ただし、監査委員が必要と認めるときは随時行うことができる。

第7章 規約改正

第36条 本規約を改正するには、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得、協議会の議を経て、会長の承認を得るものとする。

附則

1. この規約は昭和38年11月2日から施行する。
2. 昭和41年 5月30日 一部改正
3. 昭和43年 5月25日 一部改正
4. 昭和44年 7月5日 一部改正
5. 昭和45年 2月7日 一部改正
6. 昭和46年 6月12日 一部改正
7. 昭和49年 7月5日 一部改正
8. 昭和50年 2月24日 一部改正
9. 昭和50年 2月14日 一部改正
10. 昭和54年 6月23日 一部改正
11. 昭和62年 2月27日 一部改正
12. 平成2年 7月3日 一部改正

13. 平成 5 年 7 月 1 日 一部改正
14. 平成 6 年 7 月 28 日 一部改正
15. 平成 9 年 7 月 8 日 一部改正
16. 平成 11 年 6 月 29 日 一部改正
17. 平成 13 年 7 月 17 日 一部改正
18. 平成 15 年 11 月 27 日 一部改正
19. 平成 16 年 7 月 15 日 一部改正
20. 平成 18 年 6 月 30 日 一部改正
21. 平成 19 年 6 月 26 日 一部改正
22. 平成 20 年 6 月 23 日 一部改正
23. 平成 21 年 6 月 30 日 一部改正
24. 平成 24 年 7 月 4 日 一部改正
25. 平成 27 年 7 月 29 日 一部改正
26. 令和 4 年 3 月 28 日 一部改正

第2編 広島大学体育会運動部細則

(細則の設置)

第1条 本運動部細則は、広島大学体育会規約第7条によりこれを定める。

(運動部の呼称)

第2条 本学運動部は、「広島大学体育会運動部」と称する。

(運動部員)

第3条 各運動部員は、広島大学体育会(以下「本会」という。)正会員により構成される。

ただし、これに反する部員のいるクラブは、その活動を保証しない。

(運動部の位置づけ)

第4条 各運動部は、本会の趣旨に基づいて広島大学における体育活動の向上に努めなければならない。

(運動部の役員)

第5条 各運動部は、主将、主務、会計、委員、及び本部役員を各1名置かなければならない。

ただし、本部役員と委員の兼任を除く、その他の役員の兼任はこれを妨げない。

2 本学教職員である部長を各1名置かなければならない。

3 顧問、監督、コーチ等を置くことができる。

(改選された役員名簿の提出)

第6条 各運動部は、役員改選後1週間以内に新役員名簿を本部に提出しなければならない。

(役員名簿の提出)

第7条 各運動部は、役員名簿を原則として年1回提出しなければならない。

ただし、幹事長の要請があれば直ちに提出しなければならない。

(所属運動部の名称)

第8条 本会に次の運動部を置く。

アーチェリー部、合気道部、アメリカンフットボール部、エスキーテニス部、応援団、空手道部、弓道部、競技スキー部、剣道部、硬式ソフトボール部、硬式庭球部、硬式野球部、古武道部、ゴルフ部、サイクリング部、サッカー部、自動車部、柔道部、準硬式野球部、少林寺拳法部、女子弓道部、女子ヨット部、水泳部、相撲部、漕艇部、ソフトテニス部、体操部、卓球部、トライアスロン部、軟式野球部、馬術部、バスケットボール部、バドミントン部、バレーボール部、ハンドボール部、フェンシング部、ボクシング部、ヨット部、ラクロス部、ラグビー部、陸上競技部、陸上ホッケー部、ワンダーフォーゲル部。ダンス部(ただし、本条は運動部の新設及び廃止等があった場合、それと同時に改正されるものとする。)

(部則の設置)

第9条 各運動部は、本会規約及び本運動部細則に基づいて部則を定めなければならない。

(運動部の義務違反)

第10条 本会規約第26条に違反した運動部は、次年度の予算請求をすることができない。

(運動部の処分)

第11条 各運動部は、次の事項に該当する場合は、委員会でその責任を問われ、戒告、予算の削減、活動停止、及び同好会への降格や体育会からの除名等の処分をうける。

(1) 本会の品位を著しく傷つけた場合。

(2) 運動部としての義務を怠った場合

(運動部の行事報告義務)

第12条 各運動部が行事を開催するとき、及び学内学外を問わず、行事に参加するときは、総て本部に届け出なければならない。

(営利事業)

第13条 各運動部で営利的事業を行う場合、本部に届け出て委員会の承認を得なければならない。

(運動部の支部)

第14条 各運動部の支部の新設及び廃止がある場合、本部に届け出て委員会の承認を得なければならない。

(同好会の設置)

第15条 本会に同好会を置く。

2 同好会は、「広島大学体育会同好会」と称する。

3 同好会は、本会正会員より構成される。

(所属同好会の名称)

第16条 本会に次の同好会を置く。

心身統一合気道同好会

水球同好会

(ただし、本条は同好会の新設及び廃止等があった場合、それと同時に改正されるものとする。)

(同好会の新設)

第17条 同好会を新設するときは、所定の様式により本部に届け出て委員会の承認を得なければならない。

(部昇格)

第18条 同好会の体育会加入及び部昇格がある場合、所定の様式により本部に届け出て、委員会の承認を得なければならない。

2 委員会は届け出を受理したときから6ヶ月以内に運動部昇格を承認するかどうか決定しなければならない。

3 同好会が運動部昇格を承認されなかった場合、向う6ヶ月間は再び届け出ることはできない。

(同好会の処分)

第19条 同好会の活動が本会の趣旨に反する場合は、本部は委員会の承認を得て同好会に注意、又は体育会から除名することができる。

(同好会への準用規定)

第20条 第4条、第6条、第7条、第11条、第13条、第14条の規定は同好会に準用する。

(体育会加入と部昇格・降格における規定)

第21条 第11条、第17条、第18条、第19条に関し詳細については、別に「体育会加入と部昇格・降格の手引き」を定める。

(本運動部細則の改正)

第22条 本運動部細則の改正は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得、協議会の承認を得るものとする。

第3編 広島大学体育会委員会運営細則

第1章 総則

(細則の設置)

第1条 本運営細則は、広島大学体育会規約第21条によりこれを定める。

(目的)

第2条 本運営細則は、広島大学体育会(以下「本会」という。)の議決機関としての委員会を、円滑に運営することを目的とする。

(委員会の公開)

第3条 傍聴希望者は、委員長の承認を得て、委員会を傍聴することができる。

(書記局の設置)

第4条 委員会内に日常業務を行う書記局を置く。

(専門委員会の設置)

第5条 本会規約第19条の事項の審議のため、専門委員会を設けることができる。その場合、委員会にて次の事項を決定しなければならない。

- (1) 専門委員会の名称
- (2) 活動目的と主な内容
- (3) 活動期間
- (4) 専門委員会の長と構成員
- (5) その他、必要な処置

(議案提出)

第6条 本部、委員及び書記局は、原則として委員会開催1週間前に、委員長に議案書及び資料を提出しなければならない。

(事業への参加)

第7条 委員会は、その総意に基づき、委員を委員会の代表として、事業に参加させることができる。

(事業報告)

第8条 本部及び委員は、原則として事業終了直後の委員会で事業報告を行わなければならない。

(委員の解任要求)

第9条 委員が委員の任務を怠ったと委員会が認めた場合、委員会は委員総数の2分の1以上の不信任によって選出母体に解任させることができる。

(参考人)

第10条 参考人の召集及び発言の許可は、議長の責任において行う。

第2章 委員長

(委員会の召集)

第11条 委員長は、2週間以前に文書で公示、召集しなければならない。

(委員長の権限)

第12条 委員長は、審議に必要な資料の提出を求めることができる。

(委員長の解任要求)

第13条 委員長が任務を怠り、委員会の運営に支障をきたしていると委員会が認めた場合、委員会は委員総数の3分の2以上の不信任によって、委員長を解任することができる。

(委員長の再選出)

第14条 委員長が第13条によって解任された場合、及びその他の理由で継続してその任務を遂行できなくなった場合、委員の中から、新たに1名委員長を選出しなければならない。

(臨時委員会の取り扱い)

第15条 委員長の判断により、委員会召集、開催及び議案提出期日を定めることができる。

2 本会規約第19条に定める議案を緊急に審議する必要がある場合、委員長はすみやか(例えば24時間以内)に委員会を召集し開催することができ、この場合召集の方法は問わない。

(議長委任)

第16条 委員長は、理由書を附した委任状を委員会に提出し、その承認を得て議長代行を書記局長あるいは特定の委員に委任することができる。

第3章 委員

(委員の地位)

第17条 委員の発言は、委員会においてのみその責を負う。

(委員就任)

第18条 委員は12月1日に就任することを常例とする。

(委員の義務)

第19条 委員は、次の事項を行わなければならない。

- (1) 委員会への出席
- (2) 召集受理届の提出
- (3) 選出母体への報告

(委任)

第20条 委員は、委員会欠席の場合、委任状を委員長に提出し、その承認を得て選出母体の部員に委任することができる。

第4章 細則改正

(本運営細則の改正)

第21条 本運営細則の改正は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得、協議会の承認を得るものとする。

第4編 広島大学体育会本部運営細則

第1章 総則

(細則の設置)

第1条 本運営細則は、広島大学体育会規約第25条によりこれを定める。

(目的)

第2条 本運営細則は、広島大学体育会(以下「本会」という。)の運営機関としての本部を、円滑に運営することを目的とする。

(本部の活動)

第3条 本部は、本会の運営機関として次に示す活動を行う。

- (1) 本会規約第4条に定める事業の実施
- (2) 本部役員会を通じた本部の伝達事項の各部への報告・連絡
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(本部役員解任要求)

第4条 本部役員が前条の活動を怠ったと本部が認めた場合、本部は本部構成員総数の2分の1以上の不信任によって選出母体に解任させることができる。

第2章 本部役員

(本部役員任期)

第5条 本部役員は10月1日に就任することを常例とし、任期は翌年の11月末日までとする。
ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 本部役員重任はこれを妨げない。

(本部役員会への欠席)

第6条 本部役員は、やむを得ず本部役員会に欠席する場合、幹事長に欠席届を提出し、受理されなければならない。

第3章 細則改正

(本運営細則の改正)

第7条 本運営細則の改正は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得、協議会の承認を得るものとする。

第5編 広島大学体育会会計細則

(細則の設置)

第1条 本会計細則は、広島大学体育会規約第34条によりこれを定める。

(目的)

第2条 本会計細則は、広島大学体育会(以下「本会」という。)の経理事務手続きを明確にし、本会資金の健全な運用を計ることを目的とする。

(管理)

第3条 本会の会計事務は、本会規約第23条により経理担当幹事がこれにあたる。

(収入)

第4条 会費その他の収入は入金伝票で扱い、これを預金する。

(予算の支出)

第5条 本部及び各運動部が、予算の支払いを受けようとする場合は、支払伝票に主管幹事または各運動部責任者の承認を受け、経理担当幹事に提出する。ここで、請求を受けた経理担当幹事は、幹事長の承認を得て、体育会金庫より現金の交付を受けるものとする。また、領収書は経理担当幹事に提出する。

(予備費)

第6条 予備費は、予算内に置くことができる。また、予備費の支出は、幹事長が必要と認めるとき委員会に提出し、委員会の審議を経て会長の承認を得るものとする。

(特別会計)

第7条 体育会が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有し、その運用を行う場合、その特定の収入を持って特定の支出に当てる場合、委員会の承認を経て特別会計とすることができる。

(決算)

第8条 経理担当幹事は、年1回決算書を作成し、監査委員会に提出し、監査を受けなければならない。

ただし、監査委員会は本会規約第10条第8号の規定により選出された監査委員6名を持って組織する。また、監査委員会は、会計監査の結果を委員会及び協議会に報告しなければならない。

(本会計細則の改正)

第9条 本会計細則の改正は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得、協議会の承認を得るものとする。